

銀河ホール利用の手引き

利用の流れ

1. 使用予約

使用予約をする場合は、電話でお問合せいただくか、文化創造館事務室まで直接ご来館ください。会場予約期間は、使用日の1年前～5日前で、先着順で使用者を決定させていただきます。予約受付開始日以前に利用希望のお問合せが複数あった場合は、抽選で使用者を決定いたします。また、施設空き状況により、使用日の4日前～当日でもご使用いただける場合もございます。

2. 使用申請

使用する日の6ヶ月前から3日前まで受け付けます。

使用の申請は、使用許可申請書をホームページよりダウンロードしていただくか、文化創造館まで直接取りに来ていただき、必要事項をご記入の上、申請人代表者の連絡先を明記し、事務所まで持参してください。郵送・ファクシミリ又はメールでも受け付けます。

※次の場合は、施設の使用許可ができません。

- ・西和賀町文化創造館の条例及び規則に違反するとき。
- ・公の秩序を乱し、または善良な風俗を害する恐れのあるとき。
- ・施設及び設備を汚損、損傷または亡失する恐れのあるとき。
- ・その他、管理上支障があると認められたとき。

3. 使用料の納入

使用許可申請書を受理したのち、納入通知書を発行（郵送）いたします。納入期日までに、口座振込にて納付いただくか、事務室にてお支払いください。なお、一旦納められた使用料は、特別な事情がない限りお返しできません。施設と付属設備の使用料は、別表に掲げているとおりです。

4. ホール使用の際の打ち合わせ

ホールを使用する場合は、使用日5日前までに担当職員と打ち合わせをしてください。その際は、舞台、音響、照明設備や付属設備などの詳細な打ち合わせをお願いします。打ち合わせの日時は、職員と連絡の上決めてください。またその際には、舞台平面図・要望書・仕込み図などの資料、スケジュール表またはプログラム、入場券を持参してください。

5. 使用許可取消時の使用料の還付

原則として、使用許可申請書の受理後は必ず使用料を納付していただきます。ただし、町の都合により使用許可を取り消された場合には全額、使用の 3 日前までに使用許可の中止を申し出て相当の理由（申請者の責めに帰することができないような理由）があると認められた場合には半額を還付するものとして、あらたに納入通知書を発行いたします。

6. 当日

施設使用の前後は必ず事務室にお立ち寄りください。使用時間を厳守してご利用くださるようお願いいたします。また、ご利用上の注意事項をお守りくださるよう関係者へ周知をお願いいたします。

7. 追加使用料のお支払い

ホールを使用する場合は、音響照明等の器具類使用料及び冷暖房使用料が別途必要となることがあります。その場合は、使用後に納入通知書をお送りしますので、記載された期日までに納入してください。

ご利用上の注意事項

西和賀町文化創造館を快適にご利用いただくために、次のことを守ってくださいますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。また、利用されるすべての方に周知してください。

【公演・催事等での使用について】

- ・客席内での飲食、喫煙は禁止します（館内は全館禁煙です）。なお、このことについては開演前および休憩中に必ず放送してください。
- ・入場者の誘導整理、楽屋での接待、ホール内での警備、放送、駐車場の誘導などに従事する要員は、使用者側で手配してください。
- ・定員を超えて入場券の発行、販売はできません。招待券、優待券、会員券、整理券などの名称でも、定員を超えての発行はお断りします。なお、平成 28（2016）年現在、ホールの定員は 300 名（固定席 270 席・栈敷席 30 席）となっています。

・館内でチラシ等を掲示したい場合は、組み立て式の掲示板の使用をお申し出ください。また、館内の壁に貼りたい場合は『メンディングテープ』を使用し、かならず職員に相談してから作業してください。はがした際、塗装面が剥がれる場合のあるセロファンテープやガムテープは使用をお断りしています。

・展示物の管理は、使用者側で管理を行ってください。展示物の盗難、破損の損害については、会館は責任を負いません。

・物品を販売する場合は、使用者側でスタッフを配置し、ホワイエ等の指定された場所で行ってください。（原則として、物品の販売を業者委託する場合は、委託業者名を表示しないでください。）

・駐車場は無料で利用することができます。駐車できる台数は約 70 台です。

・施設の使用中に地震、火災、停電、機械の故障等により生じた損害については、会館は責任を負いません。

・使用者側の要因により、入場者または会館の設備に損害を与えたときは、使用者側において補償を行うものとします。

【利用上のマナーについて】

・舞台、楽屋、楽屋通路およびUホールは、土足禁止となっております。楽屋入り口・Uホール玄関にそれぞれ備え付けのスリッパ等をご利用ください。

・貴重品および所持品等の管理については充分注意し、盗難事故防止にご協力をお願いします。

・原則としてごみはすべてお持ち帰りいただきますので、ごみ袋をご持参ください。

・お茶道具、ポットは無料でご使用いただけます。お湯は楽屋口の給湯スペースをご利用ください。備品使用後はきれいにしてお返してください。

・コピーは事務室にて有料で利用できます（1枚10円～）。領収書が必要な方はお申し出ください。

・机・いす等を使用した場合は最初の状態に復帰してください。

・会館利用率の統計をとるため、ご利用人数をご報告いただいています。お帰りの際に、事務室の職員または管理人にお伝えください。

【受付時間】

午前 9 時から午後 5 時までです。ただし、土、日、祝祭日は申込みの受付は行いません。

【使用できる時間】

原則として午前 9 時から午後 10 時までです。この時間には、準備や後片付けに必要な時間も含まれます。また、施設利用や舞台での作業の前後には、必ず事務室にお立ち寄りください。

【休館日】

毎週月曜日、祝祭日の翌日ならびに 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までです。ただし、月曜日が祝祭日の場合は、その翌日を休館日とします。

別表 (第8条関係)

文化創造館の使用時間および使用料

区 分			9時～ 12時迄	12時～ 17時迄	17時～ 22時迄
銀 河 ホ ー ル	入場料を徴収しない場合	土・日・祝日	3,300円	5,200円	5,900円
		その他の日	2,900円	4,000円	5,200円
	500円未満の入場料を徴収 する場合	土・日・祝日	3,600円	5,900円	7,300円
		その他の日	3,300円	5,200円	6,200円
	500円以上1,000円未満の 入場料を徴収する場合	土・日・祝日	4,000円	6,200円	7,600円
		その他の日	3,300円	5,500円	6,600円
	1,000円以上2,000円未満 の入場料を徴収する場合	土・日・祝日	4,800円	6,600円	8,700円
		その他の日	4,000円	5,900円	6,900円
	2,000円以上3,000円未満 入場料を徴収する場合	土・日・祝日	5,600円	7,000円	9,800円
		その他の日	4,800円	6,200円	7,200円
	3,000円以上4,000円未満 入場料を徴収する場合	土・日・祝日	6,400円	7,400円	11,000円
		その他の日	5,600円	6,600円	7,600円
	4,000円以上5,000円未満 入場料を徴収する場合	土・日・祝日	7,200円	7,800円	12,100円
		その他の日	6,400円	7,000円	8,200円
5,000円以上の入場料を徴 収する場合	土・日・祝日	8,000円	8,200円	13,200円	
	その他の日	7,200円	7,400円	8,800円	
楽 屋 1		750円	750円	1,000円	
楽 屋 2		750円	750円	1,000円	
楽 屋 3		1,000円	1,000円	1,200円	
U ホ ー ル	談話室・ギャラリー (1階)		520円	820円	1,240円
	会議室・リハーサル室 (2階)		820円	1,240円	1,550円

備考

1. 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場料の対価として徴収する金額をいう。
2. 使用時間には、準備および原状回復に要する時間を含むものとする。ただし、ホールを準備、撤去もしくは練習のため使用する場合の使用料は、入場料を徴収しない場合の使用料の額の 50%とする。
3. 利用時間が 9 時から 17 時まで、または 22 時まで、12 時から 22 時までの使用料は通算とする。
4. 使用時間がこの区分に定める使用時間に満たない場合においても、時間計算は行わないものとする。
5. この表に定める使用時間以外にやむを得ず使用する場合の使用料は、次の使用料の額を時間計算によって算出した額（百円未満の端数が生じたときは、切り捨てた額）とする。この場合において、使用時間に 1 時間未満の端数がある場合、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。
 - (1) 使用時間が午前 9 時以前の場合には、9 時から 12 時までの使用料の額
 - (2) 22 時以降の場合には、17 時から 22 時までの使用料に 50%を加算した額
6. ホールを使用する場合において入場料の額に段階があるときは、最高の入場料の額をもってこの表の入場料の額とする。
7. 入場料を徴収しないが営利宣伝、その他これに類する目的で使用する場合は、2,000 円以上の入場料を徴収する場合の使用料の額と同額とする。
8. 条例第 9 条の規定により、使用料の免除を認められた者でも入場料を徴収する場合は、別表に定める使用料の額の 50%とする。
9. 冷暖房を使用する場合は、ホールについては入場料を徴収しない場合の使用料の 50%、ホール以外の室については、使用料の 50%に相当する額を加算する。

西和賀町文化創造館施設概要

1. 建築物概要

名 称	西和賀町文化創造館 「銀河ホール」「Uホール」
所 在 地	岩手県和賀郡西和賀町 39 地割 195 番地 2
問合せ先	TEL 0197-82-3240 FAX 0197-82-2883

	「銀河ホール」	「Uホール」
竣 工	平成 5 年 8 月 31 日	平成 7 年 3 月 15 日
開 館	平成 5 年 10 月 1 日	平成 7 年 4 月 27 日
規 模	3,461.69 m ²	825.00 m ²
敷地面積	3,461.69 m ²	825.00 m ²
建築面積	1,521.31 m ²	218.00 m ²
延床面積	1,889.95 m ²	378.00 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造 3 階建	鉄筋コンクリート一部鉄骨造 2 階建

2. 施設概要

「銀河ホール」

ホ ー ル	客席 300 席 (固定席 270 席・栈敷席 30 席) ※ 平成 29 年 2 月現在
舞 台	間口 12.6m 奥行 9.0m 高さ 6.3m 舞台全体巾 25.0m
楽 屋	楽屋 1 (28.5 m ²) 楽屋 2 (51.0 m ²) 楽屋 3 (95.0 m ²)
そ の 他	緞帳、各種幕類、音響機械室、調光室、映写室、 移動式プロセニウム (最大 12.6m、最小 9.0m)

「Uホール」

1 階	談話室・ギャラリー 164.27 m ² (49.6 坪)
2 階	会議室・リハーサル室 213.86 m ² (64.8 坪)